

港区保育利用調整基準の一部改正について

区は、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平・公正に認可保育園等の入所調整ができるよう、保育利用調整基準を毎年見直し、必要に応じて改正しています。

認可保育園等の申込み状況を踏まえ、より適切な入所調整の実施を図るため、令和 9 年度の保育利用調整基準の一部を改正します。

1 改正の内容（調整指数 13 の廃止）

現行では、18 歳から 64 歳までの同居親族が保育に当たることができる場合、調整指数を「-3」としています。しかし、近年の子育て世帯を取り巻く状況の変化を踏まえて見直すこととし、本項目を廃止します。（別紙参照）

2 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	10 月上旬	区ホームページで保育園入園のご案内（令和 9 年度版）を公開
	10 月下旬	4 月入所（一次）申込み受付開始
	12 月上旬	4 月入所（一次）申込み締切
令和 9 年	1 月中旬	4 月入所（一次）申込み（R8.11.16～R9.1.1 生）締切
	1 月下旬	4 月入所（一次）内定発表
		4 月入所（二次）申込み受付開始
	2 月上旬	4 月入所（二次）申込み締切
	3 月上旬	4 月入所（二次）内定発表

港区保育利用調整基準改正案

調整指数

旧番号	新番号	条 件		調整指数
1	1	生活保護受給世帯		+8
2	2	両親が死亡・拘禁・行方不明などの理由で不存在の世帯		+8
3	3	申込み時点で生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯(ひとり親世帯は除く)		+3
4	4	新規入園申込みのひとり親世帯		+2
5	5	申込み児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園申込み児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。		+2
6	6	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同じ園に同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹(多胎児を含む。卒園・退園予定児を除く)が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みをしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。		+1
7	7	多胎児の申込みである世帯(新規入園申込み児童に限る)		+1
8	8	内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となり、就労内定の状態、又は求職活動をする世帯(新規入園申込み児童に限る)		+3
9	9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合		+1
10	10	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に認可保育園等の入園申込みをしていないものの、子育てのための教育・保育給付認定(2号・3号)又は子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入園申込み可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。		-1
11	11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している者 ※「保育が必要な事由」が「介護・看護」の人に適用します。		+3
12	12	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯		-3
<u>13</u>	削除	旧	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がある世帯	<u>-3</u>
		新	削除	削除
<u>14</u>	<u>13</u>	港区外在住で、保護者の一方又は双方が区内の勤務地に通勤している世帯(港区への転入予定を除く。)		-9
<u>15</u>	<u>14</u>	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者・退園児を含む) ※結果発表日の属する月の1日で判断します。		-20
<u>16</u>	<u>15</u>	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者		+6
<u>17</u>	<u>16</u>	希望する認可保育園等に入園できない場合、育児休業の延長も許容できる世帯 ※該当する場合、他の調整指数は適用しません。		-40

※新規入園とは、認可保育園等に在籍していない児童が認可保育園等に入園すること。

優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	新規入園申込みの世帯
3	ひとり親世帯
4	心身障害者・疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に適用します。申込み児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含みます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
6	同居の児童が区内の認可保育園等に在園している場合
7	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込む場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限ります。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
8	同居の児童が同時申込みの世帯
9	養育している小学生以下の児童の数が多い世帯
10	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限ります。
11	待機児童向け居宅訪問型保育事業からの転園である場合
12	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
13	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限ります。)を適用します。

※調整指数5番・優先順位4番については、10ページ及び11ページ(4)その他の書類に記載されている提出書類により判断します。
ただし、障害者手帳の交付を受けていない方は、以下の書類の提出により判断します。
・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書
(手帳の交付を受けていなくても、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。)
※優先順位4番については、「子どものための教育・保育給付認定申請書」内の申請者及び配偶者の障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証の受給状況欄の記載により判断します。記載がなかった場合、対象となる障害者手帳等をお持ちでも優先順位4番は対象外となります。